



海外旅行保険

個人・
セットプラン用

個人・セットプラン用のパンフレットです。

保険期間が6か月までのセットプランが記載されています。

本パンフレット以外にも下記の専用パンフレット・チラシがございます。

家族旅行・ハネムーン用 留学生プラン用 旅行変更費用担保特約

Web-SOCIO用
申込書添付^有



東京海上日動の海外旅行保険について(保険の概要)

目次



- 1 東京海上日動の海外旅行保険について(保険の概要) P.1~2
- 2 東京海上日動のサービス体制 P.3~4
- 3 ご契約金額と保険料 P.5~6
- 4 補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容) P.7~10

海外旅行保険には、大きく分けて4つの補償があります。

保険金をお支払いする場合、保険金のお支払い額、保険金をお支払いしない主な場合の概要については、本パンフレットP.7~10をご確認ください。

①ご自身のケガや病気に関する補償

旅先でのケガや病気が原因で亡くなってしまった場合

お支払いする 保険金の種類	ケガを原因とする死亡の場合は 傷害死亡保険金
	病気を原因とする死亡の場合は 疾病死亡保険金

旅先でのケガが原因で後遺障害が生じてしまった場合

お支払いする 保険金の種類	傷害後遺障害保険金
------------------	------------------

旅先で旅行前にかかっていた病気の症状が急激に悪化*1して治療が必要になった場合

お支払いする 保険金の種類	保険期間*2 31日まで
	治療・救済費用保険金

旅先でのケガや病気が原因で治療が必要になった場合

お支払いする 保険金の種類	治療・救済費用保険金
------------------	-------------------

**保険金額
無制限
タイプ登場!**

ケガや病気で継続して3日以上入院。家族に駆けつけてもらうことになった場合

お支払いする 保険金の種類	治療・救済費用保険金
------------------	-------------------

**さらに大きな
あんしん
をプラス!**

旅行開始前に渡航先での診察が予約されていた場合等、保険金お支払いの対象とならない場合があります。本パンフレット P.9~10 もあわせてご確認ください。

*1 症状の急激な悪化とは?

海外旅行中に生じることについて被保険者(保険の対象となる方)があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。

*2 保険期間31日までのご契約で「疾病に関する応急治療・救済費用担保特約」がセットされているご契約の場合にお支払いの対象となります。本特約に係る治療・救済費用は、1回の病気につき合計で300万円がお支払いの限度となります(治療・救済費用保険金額300万円超の場合)。なお、旅行日程が延長となり、31日超の保険期間に期間延長される場合、延長された期間については本特約をセットすることはできません。

②他人にケガ等をさせてしまったときの補償

人にケガをさせてしまった場合

お支払いする 保険金の種類	賠償責任保険金
------------------	----------------

ホテルの部屋を水浸しにしてしまった場合

お支払いする 保険金の種類	賠償責任保険金
------------------	----------------

他人の物を壊してしまった場合

お支払いする 保険金の種類	賠償責任保険金
------------------	----------------

③ 持ち物に関する補償

旅先で盗難にあい
盗まれたものが出て
こなかった場合

お支払いする
保険金の種類

携行品損害保険金	*3
	*4
	*5



デジタルカメラ等を落として
壊してしまった場合

お支払いする
保険金の種類

携行品損害保険金	*3
	*4
	*5



- *3 携行品(パスポートを含みます。)の紛失または置き忘れによる損害については保険金をお支払いできません。
- *4 携行品1個、1組または1対あたり10万円(乗車券等は合計5万円)がお支払いの限度となります。
- *5 携行品の盗難、強盗、航空会社等に預けた手荷物の不着による損害については、合計で30万円がお支払いの限度となります(保険金額30万円超の場合)。

④ その他の費用に関する補償

航空会社に預けた
手荷物が出てこなくて、
身の回りの品を買った場合*6

お支払いする
保険金の種類

保険期間 31日まで	偶然事故対応費用保険金	*7
保険期間 31日超	航空機寄託手荷物保険金	*8



航空機の出発が遅れ、
ホテル代や食事代等を
負担した場合

お支払いする
保険金の種類

保険期間 31日まで	偶然事故対応費用保険金	*7
保険期間 31日超	航空機遅延保険金	*9



- *6 身の回り品購入費については、搭乗航空機の到着後6時間以内に航空会社に預けた手荷物が目的地に届かなかった場合で、航空機到着後96時間以内にご負担された費用がお支払いの対象となります。
- *7 公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関または旅行会社により発生が証明される予期せぬ偶然な事故によって下記費用をご負担された場合が対象となります。
①交通費 ②宿泊施設の客室料 ③食事代 ④国際電話料等通信費 ⑤渡航手続費 ⑥渡航先での各種サービス取消料等 ⑦身の回り品購入費
- *8 「寄託手荷物遅延等費用保険金」を指します。
- *9 「出発遅延・欠航・搭乗不能費用保険金」および「乗継遅延費用保険金」を指します。

(海外渡航期間が3か月以上のお客様向け)
補償を追加するオプション

配偶者が危篤で、
旅行中に急きょ
一時帰国した場合

お支払いする
保険金の種類

緊急一時帰国費用保険金



列車の車両故障で、
急きょ空港まで
タクシーを使った場合

お支払いする
保険金の種類

保険期間 31日まで	偶然事故対応費用保険金	*7
---------------	-------------	----



熱がでて
オプションツアーを
キャンセルした場合

お支払いする
保険金の種類

保険期間 31日まで	偶然事故対応費用保険金	*7
---------------	-------------	----



海外旅行中の「困った」を解決する 東京海上日動海外総合サポートデスク

海外からのお客様のお電話を日本(東京)の
東京海上日動海外総合サポートデスクで受け付けいたします。

日本語で対応

24時間
年中無休

- ※1 各種サービスのご利用方法、サービスの内容の詳細につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険ハンドブック」をご確認ください。
- ※2 サービス内容は予告なく変更される場合があります。また、戦争等の理由により安全性が確保できない地域においてはサービスをご提供できない場合があります。なお、海外におけるサービスは、現地の各種提携会社を通じて提供させていただきます。現地の係員、医師または看護師等は原則として、日本語を話せませんのであらかじめご了承ください。

①ケガ・病気の際のアシスタンスサービス

何かと心配な海外での病院受診時。
2つのサービスでお守りします!



病院の窓口で受診料をお支払いいただくらずに受診終了!

※治療費用について保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。

*1 疾病に関する応急治療・救済費用担保特約に係る治療・救済費用保険金*5に関するご注意

弊社提携病院で受診される場合であっても、病院へ行かれる前に東京海上日動海外総合サポートデスクにご連絡ください。ご連絡のない場合はお客様ご自身で受診料を病院へお支払いいただくことになります。なお、保険金のお支払いにあたり医療調査同意書のご提出をお願いすることがあります。

*2 手続きに時間を要したり、治療にかかる費用が少額の場合には病院窓口で治療費支払いが必要となるケースがあります。

*3 弊社提携病院とは、東京海上日動が提携している世界100都市以上の病院をいいます。

具体的な提携病院につきましては、ご契約の際にお渡しする「海外旅行保険ハンドブック」をご確認ください。

*4 「海外旅行保険ハンドブック」に、弊社へ受診料を請求するよう病院へお伝えいただく際の参考英文を記載しております。

*5 本パンフレットP.9~10記載の「疾病に関する応急治療・救済費用担保特約に係る治療・救済費用保険金」をいい、旅行開始前に発病していた病気を原因として、旅行中に急激にその症状が悪化し医師の治療を開始する場合の治療費に対する保険金をいいます。

上記の他、次のようなサービスもございます。

病人・ケガ人の
緊急移送の手配



救済者の渡航手続き、
ホテルの手配



※ご契約の海外旅行保険で保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。

②緊急医療相談サービス

緊急医療相談

海外での急病やケガへの対処の方法等、提携会社(東京海上日動メディカルサービス)に常駐している現役看護師または救急医が24時間365日体制で電話によりアドバイスいたします。



※1 本サービスは電話によっていただいた情報をもとに一般的なアドバイスをさせていただくものであり、医療行為は提供いたしません。

※2 ご出国前、ご帰国後等、日本国内からのご利用はできません。

③ トラベルプロテクト

対象 保険期間が3か月までの
セットプランでご契約のお客様

快適なご旅行をお楽しみいただくために、ケガや病気の有無にかかわらずご利用いただけるサービスです。

困った

サイフが盗まれた!



緊急時の現金の手配

海外旅行中に現金盗難等で急に現金類が不足した場合に、現金をご用意します。

金利・手数料無料
ご利用の金額は
US\$1,000ドルまで

- ※1 ご用立てした金額は、後日お客様のクレジットカードからの引き落としとなります。なお、お客様がお持ちのクレジットカードの種類によっては、サービス提供ができない場合があります。
- ※2 本サービスのご利用は、お客様の旅行を通じて1回のみとなります。

受け渡し場所は世界25万か所以上

困った

ホテルでトラブルが発生した。
でもフロントにうまく伝えられない

電話による通訳

海外旅行中、言葉が通じずお困りの際、電話にてお客様の伝えたい内容を現地の方にお伝えします。

無料

9か国語(時間により30か国語)に対応
(2012年9月現在)

困った

パスポートが見当たらない!
どうしよう!

パスポートを紛失・盗難された場合のサポート

パスポートの紛失・盗難時に、領事館・大使館の所在地・電話番号等をご案内いたします。

無料

その他にも多彩なサービスメニューをご用意しています。

手数料無料*6

クレジットカードを紛失・盗難された場合のサポート

クレジットカードの紛失・盗難時にカード会社への紛失・盗難届の届出に関するアドバイスをいたします。

ホテル・航空券に関するサポート

ホテルや航空券に関する予約・手配をお客様に代わって行います。もちろん情報提供のみのご利用もいただけます。

空港とホテル間の送迎予約・手配

空港に着いて電車が終わっている。こんなときに、空港とホテル間の送迎予約と手配を行います。

旅行関連の安全情報の提供

気候や天候に関するアドバイス、予防接種等の健康関連情報、祝日・使用言語に関する情報等を提供いたします。

日本語FAXニュースの配信

滞在先のホテル等へ日本語FAXニュースをお送りします。

※ご利用に際しては、滞在先のホテルによってFAX受信手数料がかかる場合があります。

メッセージの伝達

海外旅行中のお客様に代わって、日本のご親族、勤務先等へお客様のメッセージを電話、FAX、電子メールでお伝えします。

*6 予約・手配等にかかわる手数料は無料ですが、送迎代、航空運賃、宿泊施設客室料等の実費はお客様のご負担となります。

④ スーツケース修理サービス

事故により破損したお客様のスーツケースの修理を弊社指定の修理会社にご依頼いただくことで、修理費(保険金)を弊社から修理会社に直接お支払いするサービスです。

宅配での修理のご依頼やお受け取りが可能のため、直接店舗に出向いて修理を依頼されたり、修理費をお立て替えいただく手間がかかりません。

※携行品損害保険金をお支払いできる場合にご利用いただけます。





3 ご契約金額と保険料

ご契約の際のご注意

- 保険期間(保険のご契約期間)は、海外旅行の目的をもって住居を出発してから住居に帰着するまでの「旅行期間」に合わせて設定してください。なお、保険期間中であっても住居に帰着した時点で保険は終了します。
- 住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。
- 保険期間はご出発の当日を含めて数えます。たとえば「6月1日より6月8日までの旅行」の保険期間は「8日まで」、「6月1日より8月10日までの旅行」の保険期間は「3か月まで」となります。

あんしん
をプラス!

治療費等が高額になっても安心の治療・救援費用保険金額『無制限』タイプ登場!

保険期間 **31** 日まで

ご契約タイプ	69歳以下					15歳未満			70歳以上					
	A6	A5	A4	A3	A2	C3	C2	B2	E3	E2	F4	F3	F2	
保険金額 (ご契約金額)	傷害死亡	1億円	7,500万円	5,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	—	1,000万円	5,000万円	3,000万円	1,000万円	—	1,000万円
	傷害後遺障害	1億円	7,500万円	5,000万円	3,000万円	2,000万円	5,000万円	5,000万円	1,000万円	5,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円
	治療・救援費用	無制限					無制限		3,000万円	無制限		無制限		3,000万円
	応急治療・救援費用 ^{*1}	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円	300万円
	疾病死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	1,000万円	—	1,000万円	500万円	—	—	—	—
	賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
	携行品損害	30万円	30万円	30万円	20万円	20万円	30万円	30万円	10万円	30万円	20万円	20万円	20万円	10万円
	偶発事故対応費用	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円	5万円
払い込み いただく 保険料	保険期間1日まで	5,690円	4,850円	3,990円	3,260円	2,920円	2,990円	2,350円	2,270円	4,180円	3,250円	2,750円	2,500円	2,200円
	2日まで	6,700円	5,800円	4,900円	4,110円	3,750円	3,860円	3,210円	2,910円	5,290円	4,300円	3,780円	3,520円	3,010円
	3日まで	7,480円	6,580円	5,680円	4,870円	4,510円	4,640円	3,980円	3,510円	6,240円	5,230円	4,710円	4,450円	3,760円
	4日まで	8,250円	7,330円	6,400円	5,560円	5,190円	5,320円	4,650円	4,040円	7,120円	6,080円	5,540円	5,270円	4,430円
	5日まで	9,080円	8,160円	7,230円	6,350円	5,980円	6,150円	5,440円	4,660円	8,090円	6,990円	6,450円	6,180円	5,140円
	6日まで	10,150円	9,150円	8,150円	7,180円	6,780円	7,030円	6,290円	5,270円	9,160円	7,960円	7,400円	7,120円	5,870円
	7日まで	11,010円	9,960円	8,910円	7,880円	7,460円	7,710円	6,940円	5,790円	10,080円	8,810円	8,210円	7,910円	6,520円
	8日まで	11,600円	10,550円	9,500円	8,450円	8,030円	8,300円	7,530円	6,250円	10,810円	9,520円	8,920円	8,620円	7,090円
	9日まで	12,260円	11,190円	10,110円	9,020円	8,590円	8,870円	8,080円	6,680円	11,540円	10,210円	9,590円	9,280円	7,620円
	10日まで	12,920円	11,830円	10,720円	9,600円	9,160円	9,480円	8,680円	7,130円	12,270円	10,900円	10,280円	9,970円	8,170円
	11日まで	13,680円	12,540円	11,380円	10,200円	9,740円	10,060円	9,240円	7,570円	13,060円	11,630円	10,970円	10,640円	8,720円
	12日まで	14,350円	13,180円	12,000円	10,780円	10,310円	10,640円	9,800円	8,020円	13,790円	12,320円	11,640円	11,300円	9,260円
	13日まで	15,150円	13,930円	12,700円	11,420円	10,930円	11,300円	10,450円	8,500円	14,630円	13,100円	12,400円	12,050円	9,870円
	14日まで	15,770円	14,520円	13,270円	11,960円	11,460円	11,830円	10,960円	8,910円	15,320円	13,750円	13,030円	12,670円	10,370円
	15日まで	16,340円	15,070円	13,790円	12,450円	11,940円	12,310円	11,430円	9,280円	15,940円	14,340円	13,600円	13,230円	10,820円
	17日まで	17,170円	15,880円	14,570円	13,180円	12,660円	13,090円	12,200円	9,850円	16,880円	15,230円	14,490円	14,120円	11,520円
	19日まで	18,620円	17,220円	15,820円	14,320円	13,760円	14,220円	13,300円	10,690円	18,370円	16,610円	15,810円	15,410円	12,570円
	21日まで	19,890円	18,440円	16,990円	15,420円	14,840円	15,310円	14,360円	11,540円	19,790円	17,950円	17,110円	16,690円	13,620円
	23日まで	20,900円	19,350円	17,800円	16,120円	15,500円	16,040円	15,040円	12,010円	20,830円	18,870円	17,990円	17,550円	14,280円
	25日まで	21,860円	20,220円	18,560円	16,760円	16,100円	16,680円	15,630円	12,430円	21,860円	19,770円	18,830円	18,360円	14,910円
27日まで	22,590円	20,870円	19,140円	17,240円	16,550円	17,180円	16,100円	12,730円	22,700円	20,500円	19,520円	19,030円	15,420円	
29日まで	23,680円	21,860円	20,030円	18,020円	17,290円	17,950円	16,830円	13,290円	23,550円	21,240円	20,200円	19,680円	15,910円	
31日まで	24,600円	22,700円	20,800円	18,700円	17,940円	18,640円	17,480円	13,810円	24,380円	21,970円	20,890円	20,350円	16,430円	

ご契約者と被保険者が異なるご契約で、申込みに際して被保険者の方のご署名をいただけないご契約はこちらからお選びください。

*1 「疾病に関する応急治療・救援費用担保特約に係る治療・救援費用保険金」を指します。





- 各保険金額とも引受けの限度額がございます。傷害死亡保険金額、傷害後遺障害保険金額、疾病死亡保険金額については、被保険者(保険の対象となる方)の年齢・年収等に応じた引受けの限度額がありますので、特に被保険者が保険期間開始時点で満15歳未満の場合や、ご契約内容に対する被保険者の同意がない場合にはご注意ください。
- 旅行先でプロボクシング等のお仕事に従事されたり、スカイダイビング等の運動をされる場合、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合または支払われない場合がございますので、裏面の②をご確認いただき、その旨お申し出ください。

「治療・救援費用保険金額無制限タイプ」のご注意

治療・救援費用保険金額無制限とは、1回のケガ、病気、事故の支払限度額を無制限とするものであり、治療・救援費用を一生涯補償するものではありません。

保険期間 31日超

ご契約タイプ	69歳以下					70歳以上					
	L3	L2	15歳未満			P3	P2	R4	R3	Q2	
傷害死亡	5,000万円	3,000万円	1,000万円	—	1,000万円	3,000万円	2,000万円	1,000万円	—	1,000万円	
傷害後遺障害	5,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円	1,000万円	3,000万円	2,000万円	2,000万円	2,000万円	1,000万円	
治療・救援費用	無制限		無制限		3,000万円	無制限		無制限		3,000万円	
疾病死亡	1,000万円	1,000万円	1,000万円	—	1,000万円	—	—	—	—	—	
賠償責任	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	
携行品損害	30万円	20万円	20万円	20万円	10万円	30万円	20万円	20万円	20万円	10万円	
航空機寄託手荷物	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	10万円	
航空機遅延	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	2万円	
払い込みいただく保険料	保険期間 34日まで	19,140円	17,000円	15,880円	14,630円	12,010円	20,690円	19,330円	18,770円	18,210円	14,410円
	39日まで	21,480円	19,190円	17,970円	16,570円	13,720円	23,590円	22,150円	21,540円	20,930円	16,660円
	46日まで	24,990円	22,460円	21,060円	19,390円	16,220円	27,800円	26,240円	25,540円	24,840円	19,900円
	53日まで	29,160円	26,310円	24,690円	22,720円	19,150円	32,810円	31,090円	30,280円	29,470円	23,720円
	2か月まで	34,090円	30,880円	29,020円	26,680円	22,640円	38,680円	36,760円	35,830円	34,900円	28,190円
	3か月まで	46,370円	42,190円	39,710円	36,460円	31,170円	53,160円	50,710円	49,470円	48,230円	39,100円
	4か月まで	65,470円	59,820円	56,380円	51,720円	44,490円	75,710円	72,450円	70,730円	69,010円	56,120円
5か月まで	84,250円	77,130円	72,750円	66,700円	57,570円	97,870円	93,790円	91,600円	89,410円	72,820円	
6か月まで	102,900円	94,310円	88,970円	81,530円	70,510円	119,800円	114,910円	112,240円	109,570円	89,320円	

ご契約者と被保険者が異なるご契約で、申込みに際して被保険者の方のご署名をいただけないご契約はこちらからお選びください。

海外渡航期間が3か月以上のお客様向けオプション 緊急一時帰国費用・保険料表

ご契約タイプ	アジア地域		北米・中米・南米 オセアニア・中近東地域		欧州・アフリカ地域			
	X		Y		Z			
保険金額(ご契約金額)	40万円		70万円		100万円			
払い込みいただく保険料	ご本人のみ		ご本人のみ		ご本人のみ			
	帯同家族を含む場合		帯同家族を含む場合		帯同家族を含む場合			
	保険期間	3か月	4,290円	9,000円	7,500円	15,750円	10,710円	22,500円
	4か月まで	5,240円	11,000円	9,170円	19,250円	13,090円	27,500円	
	5か月まで	6,070円	12,750円	10,620円	22,310円	15,180円	31,870円	
6か月まで	6,900円	14,500円	12,080円	25,370円	17,260円	36,250円		

「緊急一時帰国費用」についてのご注意

- ①海外渡航期間(最初の出国手続き完了時から海外旅行の目的を終え最終目的国の入国手続きを完了した時まで)が3か月以上の場合に限りセットすることが可能です。
- ②緊急一時帰国費用保険金の支払対象となる費用について、勤務先の慶弔規程等により給付を受けることができる場合は、代理店または弊社へご照会ください。場合によってはセットできないことがありますので、あらかじめご了承ください。また、ご契約後、緊急一時帰国費用保険金の支払対象となる費用について、給付を受けることができる慶弔規程等の制度が勤務先等で制定される場合はあらかじめ、制定されていることをお知りになった場合は遅滞なくご契約の代理店または弊社へご連絡ください。

4 補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)

保険期間 **31** 日まで 保険期間 **31** 日超 共通の補償

お支払いする保険金の種類

保険金をお支払いする場合

旅先で
ケガをして



傷害死亡
保険金

お支払いする場合

海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて**180日以内**に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)

傷害後遺障害
保険金

お支払いする場合

海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の発生の日からその日を含めて**180日以内**に身体に後遺障害が生じた場合。

旅先で
病気やケガの
治療をして



治療・救済費用
保険金

治療費用部分

お支払いする場合

- ①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、医師の治療を受けられた場合。
- ②海外旅行開始後に発病した病気により、旅行終了後**72時間を経過するまでに**医師の治療を受けられた場合*2。
- ③海外旅行中に感染した特定の感染症*3がもとで、旅行終了日からその日を含めて**30日を経過するまでに**医師の治療を受けられた場合。



救済費用部分

お支払いする場合

- ①海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガにより、事故の日からその日を含めて**180日以内**に死亡された場合(事故によりただちに死亡された場合を含みます。)
- ②海外旅行中の急激かつ偶然な外来の事故によるケガや海外旅行中に発病した病気により、**3日以上**続けて入院された場合(病気の場合は、旅行中に医師の治療を開始したときに限ります。)
- ③病気、妊娠、出産、早産、流産が原因で海外旅行中に死亡された場合。
- ④海外旅行中に発病した病気により、旅行中に医師の治療を開始し、旅行終了日からその日を含めて**30日以内**に死亡された場合。
- ⑤乗っている航空機・船舶が遭難した場合、事故により生死が確認できない場合、警察等の公的機関によって緊急捜索・救助活動が必要な状態と確認された場合。等

1 共通のご注意

お支払いする保険金は、1回のケガ、病気、事故等について、治療・救済費用保険金額が限度となります。また、次のa. b.の費用がお支払いの対象となり、c.はお支払いの対象となりません。
a.日本国内において治療を受けた場合に、自己負担額として被保険者が診療機関に直接支払った費用。

旅先で
病気を
して



疾病死亡
保険金

お支払いする場合

- ①海外旅行中に病気で死亡された場合。
- ②海外旅行開始後に発病した病気*2により、旅行終了後**72時間を経過するまでに**医師の治療を受け、旅行終了日からその日を含めて**30日以内**に死亡された場合。
- ③海外旅行中に感染した特定の感染症*3によって、旅行終了日からその日を含めて**30日以内**に死亡された場合。

他人にケガ等を
させて



賠償責任
保険金

お支払いする場合

海外旅行中に他人にケガをさせたり、他人の物*4に損害を与えて、法律上の損害賠償責任を負った場合。

- *4 レンタル会社よりご契約者または被保険者(保険の対象となる方)が直接借用した旅行用品・生活用品、宿泊施設の客室・宿泊施設の客室内の動産(セイフティボックスおよび客室のキーを含みます。)、居住施設内の部屋・部屋内の動産(戸室全体を賃借している場合を除きます。)

持ち物が
損害を受けて



携行品損害
保険金

お支払いする場合

海外旅行中に携行品*7が盗難・破損・火災等の偶然な事故にあつて損害を受けた場合。

*7 携行品とは?

被保険者(保険の対象となる方)が所有または旅行開始前にその旅行のために他人から無償で借り、かつ携行するカメラ、カバン、衣類等の身の回り品をいいます。現金・小切手・クレジットカード・定期券・義歯・コンタクトレンズ・各種書類・データ、ソフトウェア等の無体物・サーフィン等の運動を行うための用具等、仕事のためだけに使用するもの、居住施設内(一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内)のもの、別送品は**含みません**。

ご注意 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

*2 旅行終了後に発病した病気については、原因が旅行中に発生したものに限ります。

「海外旅行中」とは

保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ被保険者(保険の対象となる方)が海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。



保険金のお支払い額



お支払い額

傷害死亡保険金額の全額を被保険者(保険の対象となる方)の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。

- ① 同一のケガにより、既に支払われた傷害後遺障害保険金がある場合は、下記の額をお支払いします。
お支払い額=傷害死亡保険金額-既に支払われた傷害後遺障害保険金の額



お支払い額

(後遺障害の程度に応じて)傷害後遺障害保険金額の3%~100%

- ① お支払い額は、保険期間を通じて合計で傷害後遺障害保険金額が限度となります。



お支払い額

下記の費用で実際に支払われた治療費等のうち社会通念上妥当と認められる金額(下記の①~③、⑥、⑦については、ケガの場合は事故の日から、病気の場合は初診の日から、その日を含めて180日以内に必要となった費用に限ります。)。 ※日本国外においてカイロプラクティック、鍼(はり)または灸(きゅう)による治療で支出した費用は保険金をお支払いできません。

- ① 医師・病院に支払った診療・入院関係費用(緊急移送費、病院が利用できない場合や医師の指示で静養する場合の宿泊施設客室料等を含みます。)
- ② 治療のために必要になった通訳雇入費用、交通費。
- ③ 義手、義足の修理費(ケガの場合のみ)。
- ④ 入院のために必要になった a.国際電話料等通信費、b.身の回り品購入費(1回のケガ、病気について、bについては5万円、aとb合計で20万円を限度とします。)
- ⑤ 旅行行程離脱後、当初の旅行行程に復帰または直接帰国するために必要な交通費、宿泊費(払戻しを受けた金額や負担することを予定していた金額は差し引きます。)
- ⑥ 保険金請求のために必要な医師の診断書費用。
- ⑦ 法令に基づき、公的機関より消毒を命じられた場合の消毒費用。

お支払い額

ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)、または被保険者の親族の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められる金額。

- ① 捜索救助費用。
- ② 救援者の現地までの往復航空運賃等の交通費(救援者3名分まで)。
- ③ 救援者の宿泊施設の客室料(救援者3名かつ1名につき14日分まで)。
- ④ 救援者の渡航手続費、現地での諸雑費(合計で20万円まで)。
- ⑤ 現地からの移送費用(払戻しを受けた金額、負担することを予定していた金額、治療費用部分で支払われるべき金額は差し引きます。)
- ⑥ 遺体処理費用(100万円まで)。

- b.海外において治療を受けた場合に、被保険者が診療機関に直接支払った費用。
- c.日本国内において治療を受けた場合、健康保険、労災保険等から支払いがなされ、被保険者が直接支払うことが必要とならない部分。また、海外においても同様の制度がある場合で、その制度により、被保険者が診療機関に直接支払うことが必要とされない部分。

お支払い額

疾病死亡保険金額の全額を被保険者(保険の対象となる方)の法定相続人に支払います。死亡保険金受取人を指定された場合には指定された方に支払います。

お支払い額

損害賠償金の額。

- ① 1回の事故について、賠償責任保険金額が限度となります。
- *1 損害賠償責任の全部または一部を承認する場合は、あらかじめ弊社にご相談ください。
- *2 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用、弊社の同意を得て支出した訴訟費用・弁護士報酬等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。
- *3 被保険者(保険の対象となる方)が責任無能力者の場合で、その責任無能力者の行為により親権者等が法律上の損害賠償責任を負った場合もお支払いの対象となります。

お支払い額

(携行品1個、1組または1対あたり10万円を限度とした)損害額*8。

- ① 乗車券等は合計で5万円を限度とします。
- ② お支払いする保険金は、保険期間を通じて携行品損害保険金額が限度となります。ただし、携行品損害保険金額が30万円超の場合には、盗難・強盗および航空会社等に預けた手荷物の不着による損害に対する限度額は保険期間を通じて30万円となります。
- * 損害の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。

*8 損害額とは?

修理費または購入費から減価償却した時価額のいずれか低い方をいい、運転免許証については再発給手数料、旅券については5万円を限度に再取得費用(現地にて負担した場合に限ります。交通費、宿泊費も含みます。)をいいます。



*3 特定の感染症とは?

コレラ、ペスト、天然痘、発疹チフス、ラッサ熱、マラリア、回帰熱、黄熱、重症急性呼吸器症候群(SARS)、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、コクシジオイデス症、デング熱、顎口虫(がっこうちゅう)、ウエストナイル熱、リッサウイルス感染症、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、高病原性鳥インフルエンザ、ニパウイルス感染症、赤痢、ダニ媒介性脳炎、腸チフス、リフトバレー熱、レプトスピラ症をいいます。

保険金をお支払いしない主な場合



たとえば、

- ① ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)の故意または重大な過失
- ② 保険金受取人の故意または重大な過失
- ③ 戦争、その他変乱*1
- ④ 放射線照射、放射能汚染
- ⑤ 無免許・酒酔・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故によるケガ
- ⑥ けんかや自殺行為、犯罪行為
- ⑦ 脳疾患、心神喪失、妊娠、出産、早産、流産によるケガ
- ⑧ 旅行開始前または終了後に発生したケガ



*1 戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為はお支払いの対象となります。

上記①~④、⑥に加え、たとえば

- ・ 無免許・酒酔・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故
- ・ 妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気の治療費用
- ・ 歯科疾病
- ・ 旅行開始前または終了後に発生したケガ
- ・ 旅行開始前に発病した病気(疾病に関する応急治療・救済費用担保特約がセットされているご契約では同特約でお支払いの対象となる場合があります。)
- ・ むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの



上記①~④、⑥に加え、たとえば、

- ・ 妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気
- ・ 歯科疾病

上記③④に加え、たとえば、

- ・ ご契約者または被保険者の故意
- ・ 職務遂行に関する(仕事上の)賠償責任
- ・ 航空機、船舶*5、車両*6、銃器の所有・使用・管理に起因する賠償責任
- ・ 親族に対する賠償責任

*5 ヨット、水上オートバイはお支払いの対象となります。
*6 レンタカーを含みます。なお、自転車、ゴルフ場の乗用カート、レジャー目的で使用中のスノーモービル等はお支払いの対象となります。

上記①~④に加え、たとえば、

- ・ 無免許・酒酔・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害
- ・ 保険の対象となる物が通常有する性質や性能の欠如または自然の消耗、さび、変色、虫食い
- ・ 携行品の置き忘れまたは紛失
- ・ 山岳登山、ハングライダー搭乗等を行っている間に生じたその運動用具の損害
- ・ 単なる外観の損傷で機能に支障をきたさない損害
- ・ 差し押え、破壊等の公権力の行使(火災消防・避難処置、空港等の安全確認検査での錠の破壊はお支払いの対象となります。)

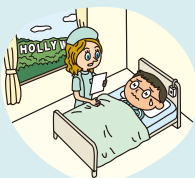
4 補償内容のご説明(お支払いする保険金の内容)

保険期間 31 日まで のみの補償

お支払いする保険金の種類

保険金をお支払いする場合

旅行開始前に
治療を受けたことが
ある病気が
急激に悪化して



疾病に関する
応急治療・
救援費用担保
特約に係る
治療・救援費用
保険金

■ 治療費用部分

お支払いする場合

海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産または流産に起因する病気および歯科疾病は含みません。)が原因で、**海外旅行中にその症状の急激な悪化*1**により医師の治療を受けられた場合。

■ 救援費用部分

お支払いする場合

海外旅行開始前に発病し医師の治療を受けたことがある病気(妊娠、出産、早産または流産に起因する病気および歯科疾病は含みません。)が原因で、**海外旅行中にその症状の急激な悪化*1**により**3日以上**続けて入院された場合。

! 共通のご注意

*1 症状の急激な悪化とは?

海外旅行中に生じることについて被保険者があらかじめ予測できず、かつ、社会通念上払うべき注意をもってしても避けられない症状の変化をいいます。

※対象となる費用、損害額の詳細については「海外旅行保険ハンドブック」をご確認ください。

偶然な事故にあって



偶然事故
対応費用
保険金

お支払いする場合

海外旅行中の予期せぬ偶然な事故*2により被保険者(保険の対象となる方)が海外旅行中に下記費用の負担を余儀なくされた場合。

- | | |
|------------|------------------|
| ①交通費 | ⑤渡航手続費 |
| ②宿泊施設の客室料 | ⑥渡航先での各種サービス取消料等 |
| ③食事代 | ⑦身の回り品購入費 |
| ④国際電話料等通信費 | |



*2 予期せぬ偶然な事故とは?

公的機関、交通機関、宿泊機関、医療機関、旅行会社(ツアーオペレーターを含みます。)によって、事故の発生が証明されるものに限ります。

※ただし、③食事代については次のa.またはb.のいずれかに該当した場合に、⑦身の回り品購入費については次のc.に該当した場合に限り支払います。

a. 搭乗予定航空機の**6時間以上**の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、**6時間以内**に代替機を利用できないとき。

保険期間 31 日超 のみの補償

お支払いする保険金の種類

保険金をお支払いする場合

手荷物が
届かなくて



航空機寄託
手荷物
保険金

お支払いする場合

被保険者(保険の対象となる方)が乗客として搭乗する航空機の到着後**6時間以内**に、航空会社に運搬を寄託した手荷物が目的地に届かず、衣類、生活必需品、やむを得ず必要となった身の回り品の購入費の負担を余儀なくされた場合。

航空機が遅れて



航空機遅延
保険金

お支払いする場合

- ① 搭乗予定航空機の**6時間以上**の出発遅延、欠航、運休もしくは搭乗予約受付業務の不備による搭乗不能、または、搭乗した航空機の着陸地変更により、出発予定時刻(着陸地変更が生じた場合には着陸した時刻をいいます。)から**6時間以内**に代替機が利用できない場合。
- ② 搭乗した航空機の遅延等により、乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から**6時間以内**に代替機を利用できない場合。

お支払いする場合

被保険者(保険の対象となる方)が海外渡航期間中(一時帰国している期間を除きます。)に、被保険者の配偶者もしくは2親等以内の親族の死亡、危篤または搭乗航空機・船舶の遭難・行方不明により、被保険者が一時帰国された場合。

! 上記の原因が生じた日からその日を含めて**10日を経過した日までに**一時帰国され、かつ、帰国した日からその日を含めて**30日以内**に再び海外の滞在地に戻られた場合に限り支払います。同一原因により複数回帰国された場合は、2回目以降の帰国費用はお支払いできません。ただし、同一配偶者・親族の危篤により2回以上帰国された場合で、2回目の一時帰国より**30日以内**に死亡された場合の2回目の一時帰国については保険金お支払いの対象となります。

※家族緊急一時帰国費用追加担保特約をセットすることで、帯同する家族の緊急一時帰国も対象とすることができます。

オプション

旅先から一時的に
帰国して



緊急一時
帰国費用
保険金

「海外旅行中」とは

保険期間中(保険のご契約期間中)で、かつ被保険者(保険の対象となる方)が海外旅行の目的をもって住居を出発してから、住居に帰着するまでの旅行行程中をいいます。なお、住居とは一戸建住宅の場合はその敷地内、集合住宅の場合は被保険者が居住している戸室内をいいます。



保険金のお支払い額



お支払い額

実際に支払われた治療費等のうち社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に対して通常負担する費用に相当する金額。



お支払い額

ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)、または被保険者の親族の方が実際に支出した下記の費用で社会通念上妥当と認められ、かつ、同等の病気の発病に伴い通常負担する費用に相当する金額。

たとえば
 救護者の現地までの往復航空運賃等の交通費(救護者3名分まで)
 救護者の宿泊施設の客室料(救護者3名かつ1名につき14日分まで)

① 治療費用部分・救護費用部分のお支払い額は、1回の病気につき合計で**300万円限度**となります。ただし、治療・救護費用保険金額が300万円を下回る場合は、治療・救護費用保険金額を限度とします。

② 海外旅行中に医師の治療を開始した日からその日を含めて**30日以内**に必要となった費用に限ります。また、住居(被保険者が入院した最終目的国の病院または診療所を含みます。)等に帰着後にかかった費用はお支払いの対象となりません。

お支払い額

実際に支出した費用のうち社会通念上妥当と認められる金額または、同等の事故に対して通常負担する費用に相当する金額(払い戻しを受けた額、負担することを予定していた金額等を除きます。)

① お支払いする保険金は、保険期間を通じて左記①～⑥の合計で偶然事故対応費用保険金額が限度となります(ただし、③食事代については偶然事故対応費用保険金額の10%が保険期間中の限度となります。また、⑦身の回り品購入費については、①～⑥とは別に偶然事故対応費用保険金額の2倍を保険期間中の限度とします。)

※費用の発生または拡大を防止するために必要・有益な費用等に対しても保険金をお支払いできる場合があります。



ご注意 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

b. 搭乗した航空機の遅延等により、乗継予定航空機に搭乗できず、乗継地への到着時刻から**6時間以内**に代替機を利用できないとき。

c. 被保険者が乗客として搭乗する航空機の到着後**6時間以内**に、航空会社に運搬を寄託した手荷物が目的地に運搬されなかった場合で、航空機がその目的地に到着してから**96時間以内**に費用を負担したとき。

保険金をお支払いしない主な場合



たとえば、

- ・旅行終了後に治療を開始した場合
- ・治療または症状の緩和を目的とする旅行中の場合
- ・海外旅行開始前において、渡航先の病院または診療所で医師の治療を受けることが決定していた場合(診察の予約または入院の手配等が行われていた場合を含みます。)
- ・旅行中も支出することが予定されていた次の費用
 たとえば
 ・透析、義手義足、人工心臓弁、ペースメーカー、人工肛門、車椅子その他器具等の継続的な使用に関わる費用
 ・インスリン注射その他薬剤の継続的な使用に関わる費用
- ・温泉療法、熱気浴等の理学的療法の費用
- ・あん摩、マッサージ、指圧、鍼(はり)、灸(きゅう)、柔道整復、カイロプラクティックまたは整体の費用
- ・運動療法、リハビリテーション、その他これらに類する理学的療法の費用
- ・臓器移植等およびそれと同様の手術等に関わる費用
- ・眼鏡、コンタクトレンズもしくは補聴器の装着および調整に関わる費用または近視矯正手術その他の視力回復を目的とする処置に関わる費用
- ・毛髪移植、美容上の形成手術等に関わる費用
- ・不妊治療その他妊娠促進管理に関わる費用



P.8に記載の①～④、⑥に加え、たとえば、

- ・ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)の法令違反
- ・保険金受取人の法令違反
- ・無免許・酒酔・麻薬等を使用しての運転中に生じた事故による損害
- ・地震、噴火またはこれらによる津波
- ・むちうち症・腰痛その他の症状で医学的他覚所見のないもの
- ・妊娠、出産、早産、流産、これらが原因の病気
- ・歯科疾病
- ・運行時刻が定められていない交通機関の遅延または欠航・運休
- ・山岳登山、ハングライダー搭乗、自動車等の乗用具による競技・試運転、航空機操縦等を行っている間に生じたケガ



保険金のお支払い額

お支払い額

実際に支出した費用(負担することを予定していた金額等を除きます。)

① 1回の事故について10万円が限度となります。ただし、お支払いできるのは目的地に到着後、**96時間以内**に負担した費用に限ります。手荷物の到着以降に支払った費用に対してはお支払いできません。

ご注意 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

お支払い額

被保険者(保険の対象となる方)が実際に支出した宿泊施設の客室料、食事代、交通費、国際電話料等通信費、渡航先での各種サービス取消料等のうち社会通念上妥当と認められる金額。

① 渡航先での各種サービス取消料等を除き、左記①の場合は出発地(着陸地変更の場合はその着陸地)、左記②の場合は乗継地において負担した費用に限ります。

② 1回の事故について2万円を限度とします。

ご注意 保険金の請求は原則日本のみで受け付け、日本にて円貨でお支払いします。事故および損害額の証明書類を必ずお持ち帰りください。

保険金をお支払いしない主な場合

P.8に記載の①～④に加え、たとえば、

- ・ご契約者、被保険者(保険の対象となる方)の法令違反
- ・保険金受取人の法令違反
- ・地震、噴火またはこれらによる津波



お支払い額

ご契約者または被保険者が支出した下記の費用のうち社会通念上妥当と認められる金額。

① 1回の帰国について緊急一時帰国費用保険金額が限度となります。

② 一時帰国行程、一時帰国地における宿泊施設の客室料(14日分まで)および雑費(国際電話料等通信費、渡航手続費、一時帰国した地における交通費等)。ただし、1回の帰国について、合計して20万円を限度とします。

※ご契約者または被保険者が勤務先の慶弔規程等により給付を受けられる場合は、その額を差し引いた額となります。

P.8に記載の①、②に加え、たとえば、

- ・保険料領収前または海外渡航期間開始前に配偶者または2親等以内の親族が入院された場合等、死亡・危篤の原因となる病気等が発生していた場合
- ・死亡・危篤の原因となるケガもしくは病気または航空機・船舶の遭難・行方不明が発生した時以前に購入または予約がなされた航空券等を利用して一時帰国された場合

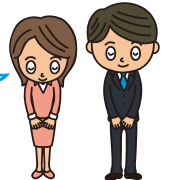


ご契約に関するご注意を記載しております。
ご契約の前に必ずご確認ください。

ご契約に関するご注意

- ① **帰国予定**：帰国予定のない方や海外に永住される方を被保険者（保険の対象となる方）とする保険契約はお申込みいただけません。そのため、保険契約締結ならびに保険金請求の際に、在住状況等をご申告いただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ② **旅行先でのお仕事・運動**：次のような場合には、割増保険料を払い込みいただかないと、お受け取りになる保険金が削減される場合があります。または支払われない場合がございますので、その旨お申し出ください。
 - ・旅行先で危険なお仕事（たとえば、プロボクシング・プロレスリング等）に従事される場合。
 - ・旅行先でピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ボブスレー、スケルトン、スカイダイビング、ハンググライダー搭乗、超軽量動力機（モーターハンググライダー、マイクロライト機、ウルトラライト機等をいい、パラプレーン等のパラシュート型超軽量動力機を除きます。）搭乗、ジャイロプレーン搭乗その他これらに類する危険な運動をされる場合。
 - ・旅行先で航空機（グライダーおよび飛行船を除きます。）を操縦される場合（ただし、お仕事での航空機操縦については割増保険料は不要です。）。
 - ・旅行先で自動車等の乗用具による競技、試運転、競技場でのフリー走行等をされる場合。
- ③ **一時帰國中担保特約について**：3か月以上の保険期間でご契約のお客様には「一時帰國中担保特約」が自動的にセットされます。ただし、以下のご契約を除きます。
 - ・数次海外旅行者に関する特約をセットしているご契約
 - ・「主たる旅行先」が海外から日本のご契約
- ④ **重複補償について**：被保険者（保険の対象となる方）またはそのご家族が、既に他の保険で同種の保険商品をご契約されている場合には、補償が重複し、保険料が無駄になる場合があります。ご契約にあたっては、補償内容を十分ご確認ください。
- ⑤ **保険料領収証**：保険料払込みの際は、弊社所定の保険料領収証を発行いたしますので、お確かめください。
- ⑥ **保険証券（または保険契約証）について**：保険証券（または保険契約証）が、旅行出発前にとどかない場合は、お手数ながらご契約の代理店または弊社へご照会ください。ご照会に際しましては、領収証番号・保険の種類・保険期間およびご契約の代理店名をご連絡願います。なお、保険証券（または保険契約証）をお渡しするまでにはお時間がかかる場合がありますので、お早めにお申込みをお願いいたします。

素敵な海外旅行になりますように、
お気をつけてお出かけください。



このパンフレットは海外旅行保険の概要をご紹介します。ご契約にあたっては、必ず『重要事項説明書』をよくお読みください。また、詳しくは『海外旅行保険ハンドブック』をご用意しておりますので、必要に応じて、代理店または弊社にご請求ください。ご不明な点等がある場合には、代理店または弊社までお問い合わせください。ご契約者と被保険者（保険の対象となる方）が異なる場合は、このパンフレットの内容を被保険者全員にご説明いただきますようお願い申し上げます。なお、弊社代理店は弊社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、弊社代理店と有効に成立したご契約につきましては、弊社と直接契約されたものとなります。

保険に関するお問い合わせは

東京海上日動カスタマーセンター

音声案内をお聞きいただき、ご希望のサービス番号をお選びください。



0120-868-100

受付時間：午前9時～午後8時（平日、土日祝とも）

お問い合わせ先

東京海上日動火災保険株式会社

東京都千代田区丸の内1-2-1 〒100-8050

<http://www.tokiomarine-nichido.co.jp/>



Insurance for the Earth

東京海上日動は、マングローブ植林を通じて
地球の安心・安全をひろげます。